

## 介護保険制度の制定について(答申)

社会保険制度審議会  
平成8年6月11日

これからのわが国は、高齢化の一層の進展、家族形態の多様化、国民のニーズの多様化・高度化、経済の低成長化など、社会、経済の構造変化に直面する一方、人権を基底におく福祉社会形成への要望も今以上に強くなると予測される。このため本審議会は、昨年7月、安心して暮らせる21世紀の社会

を指し、新しい理念のもとに社会保  
障体制の再構築を行うよう、内閣総理  
大臣あて勧告を提出したところである。

この中で、社会保障の新しい理念と  
して、広く国民に健やかで安心できる  
生活を保障することを掲げ、21世紀に  
向けて重大な問題となるのは高齢化に  
伴う身体及び生活にかかわる不安とそ  
れへの対応であるとした。特に、寝た  
きりや痴呆など要介護の状態をめぐ  
る不安の解消は急を要する施策とみて、  
介護保障の確立を促したのである。長  
寿社会にあつては、すべての人が期間  
はともかく、かなりの確率で介護を必  
要とする状態になる可能性がある一方、  
そのような状態になつた老親をもつこ  
とになることから、介護サービスの給  
付は社会保険になじむとした。

今回の諮問案は、こうした方向での  
第一歩として位置づけ得る。しかし、  
整合性ある制度とするためには、検討  
を要する点も少なからず残されている。  
なかんずく、以下の項目については勧  
告を行った立場から特に配慮を求めて  
おきたい。

1 介護保障制度は、世代間にわたる  
連帯によって成立し、維持されること

が基本である。高齢者は心分の負担を  
する、現役世代はそれを結極的に支え、  
老後の不安を解消する。現役世代もや  
がて高齢化し、次の世代の人々の協力  
で健やかな生活ができるようになる。

今回の諮問案はこうした制度の理念か  
らみるとなお吟味を要する部分が多い。  
被保険者の範囲と区分は、年金制度と  
の不均衡を生ずるのをはじめ、保険料  
のあり方、保険料徴収のルールなどは  
医療保険、老人保健制度との関連から  
みて問題を残している。世代間連帯の  
ほか社会保障のあるべき姿を見さだめ  
ての仕組みとするよう求めたい。

2 本審議会の勧告では、介護を受け  
る人、介護をする人の生活を守るため  
負担能力に妨げられず必要なサービ  
スを受けることを保障し、かつ、サービ  
スの供給量と質的水準を確保する介護  
保障の確立を求め、その手段として介  
護保険を提唱したのである。したがつ  
て、介護保険を成立させ、安定させる  
基盤として、公的資金での給付の人材  
施設の量的・質的な整備が欠かせない  
ことは、勧告でも繰り返し述べている。  
利用者が選択できる道をひらくために  
も、サービス供給の充実、対応が必要

で、サービスの質を確保しつつ民間部  
門の活動も導入されなければならない。  
諮問案で掲げる目標を達成するために、  
現実との差を埋める施策の展開がより  
明確にされることが介護保険の導入の  
大前提となる。とりわけ介護保険の基  
盤整備の施策並びに計画を、国民に分  
かるような形で明示すべきである。

3 社会保障がみんなのためにみんな  
で支えていく制度として国民の信頼を  
確保していくためには、負担と給付の  
両面がより公平であり、政策の目的、  
対象に照らして有効かつ無駄なく機能  
するかが確かめられなければならない。  
介護保険にあつても、いわゆる社会的  
入院の解消はもとより、将来の国民経  
済の姿を踏まえて介護にかかわる費用  
の有効性・効率性がより明確に示され  
る必要がある。

4 諮問案では、施行までに準備期間  
を置いておくにもかかわらず、在宅給  
付と施設給付に時間的ずれを置いてい  
る。また、在宅サービスの水準と密接  
な関係にある現金給付を当面行わない  
としている。本来、こうした在宅サー  
ビスと施設サービスは、一体的に連携  
して展開されてこそ、利用者によるサ

ービス選択の道を開き、諸施策充実へ  
の努力向上につながるものである。保  
険料基準の設定、財政調整などのため  
の連合組織、要介護認定のための機関  
不服申立ての制度など新しく設けられ  
るものについても、その的確な権限、  
適切な人材が配置されなければ、制度  
全般の円滑な運営に支障が出る。なお  
十分に内容を検討し、実効性のある制  
度にしなければならない。

さらに、介護保険制度そのものの問  
題のほかに、介護保険は、もともと、  
医療、年金、社会福祉など諸制度の再  
編を促すものであり、社会保障制度の  
全般的な見直しに連結されなければな  
らない。総じて新しいものだけに、現  
実との差を埋める手順、時間と方法の  
明示、制度間の本格的調整の道筋の明  
確化、制度内容の情報十分な開示が  
望まれる。また、介護保険の導入に伴  
い、社会保障諸施策の給付に対応する  
負担が、今後どの程度になるかを示す  
必要もある。高い期待が深い失望に変  
わることはないよう、行政当局の強力  
な努力を望む。